

平成27年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
福祉健康課長	浅野薫夫
子育て支援センター 所長	森宏子
建設課長	那波哲也
水道課長	鈴木秀夫
教育文化課長 兼総合会館長	加藤周志
歴史民俗資料館長	高木敏彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	堀場洋平
主事	小早川雄紀

1. 議事日程（第3号）

平成27年3月12日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第1号議案 専決処分の承認について
- 日程第2 第2号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第3 第3号議案 笠松町歴史未来館条例について
- 日程第4 第4号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例について
- 日程第5 第5号議案 笠松町病後児保育の実施に関する条例について
- 日程第6 第6号議案 笠松町保育の必要性の認定に関する条例について
- 日程第7 第7号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について
- 日程第8 第8号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例について
- 日程第9 第9号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例について

- 日程第10 第10号議案 笠松町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第11号議案 笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第12号議案 笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第13号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第14号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第15号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第16号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第17号議案 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第18号議案 町道の路線認定について
- 日程第19 第19号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第20 第20号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 第21号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第22 第22号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第23 第23号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第24号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第25 第25号議案 平成27年度笠松町一般会計予算について
- 日程第26 第26号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 第27号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 第28号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 第29号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 第30号議案 平成27年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第31 第31号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 第1号請願 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第33 第2号請願 T P P 交渉に関する請願

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第1号議案から日程第31 第31号議案まで並びに日程第32 第1号請願及び日程第33 第2号請願について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、第1号議案から日程第31、第31号議案までの31議案並びに日程第32、第1号請願及び日程第33、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について、1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

これより総括質疑を行います。

通告順により、順次質疑を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 総括質疑をさせていただきたいと思います。

町政全般について、お願いいたします。

災害に強いまちづくりについて、ことし5月には、笠松町の防災の拠点となる庁舎の耐震とリニューアルが完成されることは、町民の安心につながると思います。

そして27年度は、笠小講堂と松小の体育館の非構造部の耐震工事が進められます。笠松小学校の工事の予算は1,580万7,000円、放送室空調設置なども含まれていますが、また松小ではダムウェーターの修繕等々を含め、1,822万7,000円となっています。この耐震の工事内容の説明をお願いします。

また、当町の公共施設で耐震を必要としている施設が、町民体育館、中央公民館、給食センターなどなどありますが、今後の耐震計画については、現在どのように考えておられるのか、お尋ねします。

災害時の情報伝達手段となる防災行政無線の屋外子局の更新・増設は、私も提案してまいりましたことですので、具体化されることは防災の充実につながると考えます。

そこで、戸別受信機についてですが、27年度も500台の購入が予算化されていますが、全戸の行き渡りの状況や利用状況をつぶさに把握し、対策に生かされる必要を感じますが、どのように考えられているのか、お尋ねします。

災害復旧等の迅速化につながると言われる地籍調査を0.26平方キロメートル着手とのことで

すが、町内のどこからどのような手順でされるのか、お尋ねします。

サイクリングロード整備事業では、蘇岸築堤記念碑公園にできる休憩所は、水防センターと憩いの場所とのことですが、道の駅のような立ち寄り、ちょっと買い物ができる施設を想像していますが、どのような施設となるのか、お尋ねします。

ごみ焼却施設の利用は来年の3月までとなりますが、高島衛生でストックして県外の焼却施設へ運ぶこと、次期ごみ焼却施設への見通しなど、町民の皆さんに説明する機会が必要だと考えますが、どのように進められるのか、お尋ねします。

また、ストック場となる周辺地域の住民やその地域への対応などについて、どのように考えられているのか、お尋ねします。

太陽光発電システム設置への助成について、27年度で取りやめられることを表明されましたが、その理由をお聞かせください。

国は、国民健康保険会計の運営を、平成30年をめどに市町村単位から県へ移行しようとしています。笠松町は医療環境に恵まれ、被保険者1人当たりの医療給付費は県下の平均を上回り、その影響も受け、保険税も高くなるという状況もありますが、国民健康保険税が高くなる第1の要因は、国の予算削減です。1984年、昭和59年ですが、国民健康保険法の改定で、国庫負担を医療費の45%から医療費の38.5%を皮切りに、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、2012年、平成24年には22.8%までに減らしています。

もう1つは、国民健康保険加入者の貧困化だと言われます。1965年、国民皆保険としてスタートしたころの国民健康保険加入者の世帯主の職業構成では、農林水産業者が42.1%、自営業の方が25.7%、合わせて7割を占めていました。2012年では、農林水産業2.8%、自営業14.7%に対し、無職が43.4%、被用者が35.2%と、年金者や安定した雇用につけない方が8割を超える状況です。

国保加入世帯の平均所得は、1984年には179万円でした。不況の深刻化、非正規労働者の流入、年金生活者の増加などで、2012年には、国民健康保険加入世帯の平均所得は141万円となっています。その加入者の1人当たりの保険税は、1984年の3.9万円から2012年では9.1万円となっています。笠松の1人あたりはもう少し高いと思います。

このように加入者が貧困化する中で、国保税の滞納がふえることになります。そして、国保会計では、財政難、保険税の引き上げ、滞納者増、取り立てを厳しく、滞納者への制裁、資格証明書発行、短期保険証の発行、強権的な差し押さえと命を守る保険制度の役割が果たせなくなるという状況が生まれています。

このような国保の構造問題、根本に目を向けられることなく県一本化にすることについて、命を守る役割を果たす国保になるかどうかが問われていると思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

以上を総括質疑とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの総括質問で、町政全般についての中で、幾つかの項目についての御質問であります。まず災害に強いまちづくりの中で、非構造部材の耐震化の工事の内容についての御質問であります。

この笠松小学校の講堂につきましては、外壁のクラックや、あるいは爆裂補修などと同時に再塗装をすることで、壁面落下の原因となる防水対策を図って、落下時に危険となる全てのガラスには飛散防止フィルムを張ります。そして、照明器具には、振れどめと落下防止対策を行って、バスケットゴールやスピーカー、あるいは校歌が書いてある額などについても、落下防止対策を実施してまいります。予算は1,377万7,000円であります。

松枝小学校の体育館につきましても、内容としては同様であります。アリーナの照明が昇降式であるために落下防止対策は実施しませんが、予算は1,578万6,000円で、笠小の講堂より面積が広くてクラック補修箇所が多いことから、予算を上回っている状況であります。

次に、公共施設の耐震を必要としている施設についての御質問であります。学校や庁舎の耐震補強工事が完了した後は、中央公民館、そしてまた町民体育館などの、いわゆる耐震性の低い施設の耐震化を検討しなければならないと考えております。

その検討方法としましては、来年度において町の公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って、それを更新するのか、統廃合にするのか、あるいは長寿命化、いわゆる耐震工事だけにするのかなどを計画的に行って、いわゆる財政負担を軽減・平準化することを目的とした公共施設の総合管理計画というものを策定したいと思っております。今準備を進めているところであります。

このようなことから、この計画策定の際に、中央公民館、そしてまた町民体育館の耐震性能の低い施設のあり方も含めて検討をしていきたいと思っております。

次に、戸別受信機の普及状況や利用状況についての御質問であります。この戸別受信機の普及状況については、平成24年度に各町内会の回覧板を利用していただき、利用状況等のアンケート調査を実施して、全世帯の63%に御協力をいただきました。

このアンケート調査の結果を見ますと、戸別受信機を設置していても、無線放送を聞いていただけない世帯が18%程度ありました。その主な理由というのは、雑音が入るとか、あるいは設置場所に困っていると、そしてまた放送がうるさいというような回答もありました。

また、受信機を設置しない理由としては、特に今後は設置をしたいとか、あるいは貸し出しの制度を知らなかったとか、屋外子局で聞こえるという回答や、あんしんメールがあるなどの回答がございました。

このアンケート調査を実施した平成24年度における受信機を設置している世帯割合というのは、全世帯の中の73%、約6,159世帯であります。現在も率はほとんど同じですが、世帯数が100世帯ほどふえております。このような回答結果から、笠松町へ転入の手続をされる際の周知や、あるいは町の広報紙による啓発を継続的に実施しているところであります。

このことに加えて、屋外子局の増設、あるいはエリアメールやテレビの文字放送などによる情報伝達を行って、屋内・屋外を問わずさまざまな手段を利用して、重層的な情報伝達に努めていきたいと考えております。

次に、地籍調査というのは、町内のどこからどのような内容で進めるのかという御質問であります。笠松町における地籍調査については、この3月9日に開催されました第1回の笠松町地籍調査推進委員会において、人口の集中地区であることや、あるいは過去において一部区画整理がなされており、公図と現況との差が少ないなどの理由によって、いわゆる名鉄竹鼻線より西側の美笠通り沿いの地域を南から北に向かって順次着手していく事業計画を御承認いただきました。

この地籍調査の進め方は、まず初年度に土地や所有者の情報収集をし、2年目に現地の立ち会い測量をし、そして3年目になって面積計算や、あるいは図面の作成をして、4年目にこの成果の閲覧をし、5年目になって国や県の認証を得て、法務局へ地籍簿及び地籍図を送付することという手順で進めてまいります。今後の事業の進展に伴って、町内会単位で調査・実施の要望が出てまいりましたら、推進委員会の委員の皆さんにお諮りをして、弾力的に対応を進めてまいりたいと思っております。

その次に、蘇岸築堤記念碑公園にできる施設というのはどのような施設なのかという御質問の中で、サイクリングロードの整備につきましては、平成23年度より、みなと公園から舗装のカラー化に着手をして、今年度JRの橋梁下から国道22号の橋梁をくぐる区間の整備が完了するというので、蘇岸築堤記念碑公園までのルートが完了します。

また、今年度は蘇岸築堤記念碑公園から河川環境楽園までの測量設計業務と、サイクリングロードの中継拠点としても利用できる水防センターの建築及び実施設計業務を委託させていただきました。この水防センターというのは木造平家の切り妻づくりで、いわゆるみなと公園のあずまやとも調和のとれたデザインといたしました。間取りは、西から、トイレ、町の防災倉庫、水防組合用の倉庫、そして待機所となっており、この待機所というのは、いわゆるオープンスペースとして休憩所の利用を考えておりますが、それ以外の活用方法、いわゆる長野議員が考えておられるような部分についても、これは皆さんの御意見を伺いながらこれから検討をしていきたいと思っております。

次に、ごみ処理施設の問題で、住民の皆さんに説明する機会が必要ではないかということと、どのように進めるのかという御質問であります。

昨年6月の議会の全員協議会において御説明したように、現焼却場が稼働停止する平成28年3月末から次期焼却場が稼働するまでの間の空白期間については、岐南町と共同して、可燃ごみは小型ごみ収集車から10トンクラスのコンテナ車に積みかえて、あくまでもストックすることがないように運搬をして、県外民間処理施設に処理を委託します。ですから、これはストック場ではないわけではありますが、地域において、ごみの問題について深くかかわっていただいている、いわゆる廃棄物減量等推進委員の会議におきまして、平成28年度以降の可燃ごみの処理方法、処理方針というものを議題として説明をさせていただいて、また平成26年10月号の広報によって、同様の内容について周知をさせていただきました。週2回収集している、いわゆる家庭系の可燃ごみについては、現行どおりの収集体制を平成28年4月以降も継続していく考えでありますので、町内各世帯への影響はないものと考えております。

今後、民間処理施設の所在自治体とごみの受け入れに対する事前協議が整った段階においても、笠松町の住民の皆さんへの生活には影響がないことや、あるいはむしろごみの受け入れ先自治体にとっては本来望ましいものではないことを考慮すれば、議員の皆さんへ詳しく御報告することにとどめてはどうかと思っております。ただし、今後、特段の変更点が生じた場合については、また機会を捉えて周知することとさせていただきます。

また、一部の事業所から法律の例外規定により搬入される特定の産業廃棄物につきましては、少なくとも次期ごみ処理施設建設の空白期間中は受け入れることはできませんので、該当する事業所に対しては、既に個別に周知済みで、了承をいただいております。

この次期ごみ処理施設の建設の進捗状況については、現在、羽島市内において、公募方式によって候補地を募集しております。まずは、その結果を見守り、建設予定地として発表できる段階になった場合などで、広報紙や、あるいはホームページ等において町民の皆さんにお伝えをしていきたいと思っております。

その次に、太陽光発電システムの補助について、この27年度で取りやめる理由についての御質問ですが、住宅用の太陽光発電システムに対する助成は、平成25年度から国の補助制度に上乘せする形で開始をして、国の制度がなくなった今年度も町単独の補助制度として存続してまいりました。

しかし、国の新エネルギー小委員会がまとめる制度の見直しにおいて、出力が不安定な太陽光や風力発電の固定価格の買い取り制度というものに対して、厳しい方向性が打ち出されましたが、そもそも固定価格の買い取り制度は、太陽光などによって発電された電気を一定期間にわたり、一定の価格で電力会社が買い取ることを義務づけたものでありますので、結局その電力会社が要した費用は、企業や家庭など、電力利用者が負担することとなる制度であります。この買い取り価格が高水準に設定しているために、この発電システム設置者に対する過度な優遇措置である批判は当初からあり、発電システムを収入の面などから設置することができない

世帯に対しては、この発電システムが普及するほど電気料金の単価が上がっていくという矛盾が生じております。

また、設置に要する経費は、普及に伴い低価格な発電システムが発売されており、既存住宅に発電システムを設置した場合は、一定の要件のもとで省エネリフォーム投資型減税として、国が定めた標準工事費の10%を所得税額から控除できる制度など、この助成制度以外でも推進されている状況であります。

以上のような理由から、当初の太陽光発電システム普及促進の目的は達成されたものと考えております。

次に、国民健康保険制度の県への移行についての御質問であります。政府の社会保障制度の改革推進本部において、平成30年度から国保の財政運営を都道府県に移行する改革を柱とした、いわゆる医療保険制度改革骨子が1月13日に決定をされておりますが、この骨子には、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担って、制度の安定化を図ることが明記されております。

具体的には、県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び市町村が参考とするための標準保険料率の算定・公表など、市町村事務の効率化・広域化等の促進を実施するものとなっております。

一方、市町村は、保険料の賦課、あるいは徴収、資格管理、あるいは保険給付の決定や保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとされております。

また、この骨子に基づいて持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案が、今月国会に提出される予定となっております。現在の状況としてはこのような状況であります。正式なことはまだこれからとなりますので、現時点での基本的な考えを申し上げたいと思います。

国保の制度改革につきましては、御質問にありました都道府県化のほかに、公費拡充等による財政基盤の強化が図られる予定となっておりますので、将来的な国保制度の維持ということから考えると、改革が一步進んだのではないかと考えております。

また、この国保制度の改革において何よりも重要なことは、将来にわたって町民の皆さんが安心して医療を受けられる体制を維持していくこと、これが最も大切だと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、1つずつお願いしていきます。

笠松小学校や松枝小学校については、説明をありがとうございました。

そこで問題は、これからの笠松町の公共施設の耐震の課題については、27年度に検討をされていくということですが、検討する体制はどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 体制といいますと……。

○10番（長野恒美君） 27年度に、公共施設の耐震をしなきゃいけないのを上げて、それを検討するのは、内部でやられるのか、何か委員会のようなものをつくってやられるのか。

○町長（広江正明君） これは、現在の中央公民館や体育館だけではなくて、御質問にあったように、いわゆる我々笠松町が運営している給食センターも、児童館も、火葬場もいろんなものを含めて、その施設をもう一回全部耐震も含めて洗い直して、問題は、じゃあその施設を建てかえるのか、あるいは更新をするのか、全く合併をして1つのものにしてしまうのかということも含めて、公共施設のあり方をもう一回内部で検討しようということを、これからやっぱり土俵づくりをしてやっていきたいと思っております。

その中で、いろんな方向性や、いわゆる財政の負担や軽減を図るためにどういう方法があるか、どういうふうにするかということもそれから俎上に上げて、それからまた議会の皆さんや住民の代表の皆さんにもいろんな考えがあると思いますから、お聞きをしてということは思っているんですが、まず最初にやっぱり内部でそういうことを洗い直すことが第1段階だと思っていますので、それから着手したいと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そのようによろしく願いいたします。

次に、戸別無線なんですけど、実際に古いもの、それから新しい形式になったもの、いろいろありますけれども、1つは雑音が入る、それから受ける場所によって聞こえたり聞こえなかったりするなどいろいろありますし、もう1つは先ほどのアンケートの中で、置き場所がない。これは、よそのまちへ行きますと、壁かけのような形でかけて使えるような状況もあったりしていますが、一度そういうことも含めて検討すべきだと思いますし、それからもう1つあれなのは、多分この戸別無線を、転入される方にはその都度説明され、要望に応じて渡されていると思うんです。強制ではない。けれど、これから本当に災害が大事になってきますと、皆さんそれぞれ利用していただくと同時に、設置しておいていただきたい事業の一つだと思いますけれど、その点はどのように考えられますか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほども申し上げましたように、戸別受信機だけじゃなくて、やはり今の屋外子局や、あるいはエリアメールで知らせたり、テレビの文字放送などでもできるようにして、いろいろ重層的にはやっていますが、やはり笠松町の中で、やっぱり我々も、僕も思うんですが、戸別受信機というのは本当に効果が大きいと思いますから、今普及しているものに対しては、今やっている方法と同時に、もっともっというんな手段をもって進めることを進め

なきやいかんかなあと思っています。

なかなか今言った理由の中で、わかっているに入れていただけない人も見えることも事実でありますから、そういうことも、やっぱり町内会や、あるいはいろんな民生委員の人も含めてみんなの知恵をかりて、1人でも多くの皆さんに普及できるようには努力をしまいたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私は、自転車がよく走っているので、高齢者のお宅などで大きな声ですが、外まで聞こえてきたりすると、よかったなあ、ここはついてるなあなどと思って走っているわけですが、やっぱり時々防災無線を通しながら、いつでも、ないところには設置できますよということも、一遍もらうときにお断りしたら、もらえないということではないことも伝えていってほしいと思いますし、それから、その無線機については、今は卓上とか棚の上とか、どこかに置く形で、ぶら下げられる形にはなっていないと思いますが、その点はどうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のラジオ式のあれは、こうやって手で持つところがあるから、あれはかけられるよね。場所にもよりますが、全くかけられないわけじゃないと思いますが、何かいい方法があればまた教えてください。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ぜひ、機械そのものがすんとかかるような形の、ちょうど柱時計などをかけるようにできていますよね、構造自体がね。だから、持つ手でかけるというのも一つの手でしようけれども、機種を選ぶときにも検討をしていただけるとありがたいと思います。

その次に、地籍調査ですが、随分長い、一つのことを完成するのに5年ぐらいかかるわけですよ。そうすると、この膨大な計画は、何年ぐらいまでをめぐりに済ますつもりでいらっしゃるのか。始めたら最後までやらないかんとおもいますけれど、どうなりますでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のような流れで順調にいけば40年。ただ、50年も60年も前から手をつけてやっている市町村も、まだ進捗率が10%も行かないところもあるくらい、なかなか難しい部分はあると。ですから、決まったところだけをやっていくのではなくて、今申し上げたように、個人、俺のところをやってくれというのはだめですけど、町内会単位ぐらいで、この地域を早くやってほしいということがまとまれば、今の委員会に諮らせていただいて、じゃあ今度は笠松地域ではなくて、松枝地域の田代のこういうところから要望があるから、この地域で

うでしょうかということを探りながら、それはできることでもありますので、ここから始めたからこの順番しかできないわけではないと。だから、50年、100年になってしまう可能性もなきにしもあらずであります。これはやっぱりいろんな地籍調査の重要性から考えると、どんどん進行することがまちづくりにとっても、基本の基本ができますから、大事じゃないかなあと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私も、この重要性は同感だと思いますが、1つの町内がまとまって手を挙げたらということであると、8軒ぐらいのところから始まって600軒ぐらいの町内があるわけですね。だから、それをまとめるのは大変で、それに手を挙げろなんてことはちょっと難しいのではと思いますが、せめて1つの班程度ぐらいで進めていくような、または町内の自主性の任せるということでは進まない部分もあるんですが、そのあたりはこれから検討もしていくことの必要性があると思いますが、進みぐあいを見ながらでしょうけれど、ぜひ考えておいていただけたらと思います。

次に、サイクリングロードについてはそのようなことですので、またできるのを楽しみにしながら見ていきたいと思っています。

そして、ごみの焼却の関係ですが、私はこの問題とあわせて、町民の中には減量化についての意識を高めていただけていくことがとても大切ではないかと思っていますし、それから焼却だけが本当にごみ行政ではないと思いますので、日本はほとんど焼いていくということが主体になっていますけれど、だからそういう意味でも、こんな機会に住民の皆さんに参加をしていただき、ごみの大切さを再認識、本当に防災関係とか、それから自治組織としての町内との関係で、町内会に入らないという、住まわれる住民の皆さんなんですが、私はごみを出すことと、それからいつ災害が来るかわかりませんが、そのときには隣近所が助け合わなければならないということは現実だと思いますので、このあたりで、ごみについては全員参加にするような組織をつくっていく必要を強く感じておりますが、町民には、直接出したりすることには関係ないのということですけれど、これを機会にそんなことも考えてみたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 機会は機会だと思いますが、ごみにしても、町内会の皆さんが今の分別収集のことで全世帯の皆さんにもいろいろお話しして、みんなで手分けしてやっていることでさえも参加できない皆さんもおるようでもありますし、また防災訓練に関しても、町内会に入っていないからお知らせをして、みんなでといってもやっぱり参加できない方もおる。やっぱりいろんな町民の中で、今言われた基本的に全部の人の生活にかかわってくるからです、そ

ういうことをやはりもう一度いろんな機会に町内会の皆さんや自主防災会の皆さんに会合があるたびにそういうことを啓蒙しながら、1人、2人、ふえてくることだけでも重要だと思いますから、そういうことをまたお願いして進めていきたいと思っておるところです。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それから、経費の関係では、28年度からになると思いますけれど、町外に焼却をお願いしていくということでの運び先の関係だとか、きのういただいた書類によれば、2施設をターゲットにしながら考えていかれるようですけども、今まで衛生施設組合の組合費として負担し、維持管理してきたことを全くゼロにしていくわけにはいきませんよね、次ができるまではきっと。と同時に、高島衛生をお願いしていく経費についての見通しはどんなのか、お願いします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

なかなかちょっと数字的な話になりますと、数字が一人歩きする可能性がありますので、ちょっと慎重にお話することになります。本当に大体のお話で、運搬、積みかえ、処分料等を含めまして、岐南町と折半するというのも含めて、当町としてはおおむね3億8,000万、3億7,600万ほどで、年間ですけども推計をしております。

あと、これまでの現施設の組合の負担金につきましては、建設経費とか、償還のときがあったりとか上下しますので、平成7年から25年までの平均で見ますと3億4,300万ほどということで、おおむねそれでいくと3,300万ぐらいの増になるという、漠とした話です。もう少し細かく分析すれば、数字はまた変わるかもしれませんが。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ごみは運ぶ量で決まるわけですので、減量化に努めていく施策と合わせていくことが大切だと思いますが、様子を見ていきたいと思います。

次に、太陽光発電については、細々説明していただきましたけれど、基本的に国は原発再稼働を前提のもとで事業を考えていらっしゃるわけですので、原発の再稼働についての町長の御意見をお聞きしておきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんな新聞紙上やいろんな状況を見ていて、原発に対する考え方というのはそれぞれあると思いますが、今の日本で即原発をなくすことがいいのかどうかは大変難しい話でありますから、今、私が細かくいろいろ言っても誤解されると思いますので、確かに社会的な問題がいっぱいあることはよく承知しています。

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一番認識しておいてほしいのは、原発を動かしても、今とまっているものも含めてですけど、その後の始末については、何世代も何億年もかかる、動かせば必ず死の灰としての問題が出てきますので、それを処理する方法が人類としては見つけていない、そのこと自体が今の東京の第一原発の大きな問題で、まだ収拾はしていないわけですので、だからそういうところから私はもうちょっと科学的に、国の体制というのもあるんですが、正しく見詰めて国民として対応していくことをよく考えていかなければいけないのではないかと思っておりますので、町長にも、体制に従うことばかりではなく、時にはそのあたりを大事にしていきたいと思えます。はっきりしていることですので、そのこと自体は。お願いしたいと思えます。

それから、次に国保について、今、多くの自治体の首長さんたち自体も、この一本化について問題があるということの指摘をされている自治体の首長さんも多いようですが、その一つは何かといいますと、先ほど申しました皆保険として一番弱い部分の命を守るためにできた国民健康保険皆制度からいきましても、国の助成なくしてこの事業は進まない、当たり前のことなんです、その助成をどんどん減らしてきている。そして、なお今は医療費についても、診療に当たって保険のきかない部分、混合診療に道を開こうとしている。お金持ちには有利に動くけれども、本当に命を守らなければならない低所得者や高齢者などについて、ますます医療にかかりにくい状況をつくっていく。そして、今、後期高齢者医療制度でもわかりますように、保険料は納めるけれど、どこでどうなっているか町民に責任を持たない、こういう状況を生み出すという点。

それからもう1つは、本当に国保の加入者の中身が変わってきているということですね。かつては、自営業者であったり、農林水産業者だったものが、今は年金暮らしの高齢者の占める割合が高くなっている。これに加えて非正規雇用などの労働の問題も含めて根本的に解決していかない限り、この医療費は国保の体制を整えていくこと自体が大変な問題になるものですし、笠松町の住民は笠松町の町長のもとで責務を負われて暮らしていくという点からも、何でも大きくなればいいということにはならないと思えます。

なお、もう少しつけ加えさせていただきますと、今年度から保険財政共同安定化事業の対象を、1件1円から全ての医療費が県の国保連合会の基金から給付される形になりますね。町の国民健康保険の会計では、国保税の賦課徴収を行われ、その給付財政は県によって賄われるという運営をされて、課税徴収を任せられ、そして取り立てももちろん変わらないけれども、医療のところが受けにくくなり、県の言うままになると。こういう状況になるという点からも、私たちは一人一人の皆さんに知らせながら考えていかなければならないものだと考えています。

で、ここも主張として、また独立した会計を持つ自主的な存在としても、この問題にも大きく声を上げていってほしいというふうに考えますし、流れを見てほしいと思っておりますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この国民健康保険を都道府県化することに関しては、もう2年、3年前からいろいろ町村会でも、いわゆる地方の5団体、知事会や議会も含めてけんけんごうごういろいろ議論していて、初め、知事会は余り賛成していなかったんですが、要は国の税と社会保障の一元化の中で、いわゆる国がいろいろな制度の中で保障する基金やいろんなことを整えた中で体制をとっていこうということで、都道府県初め知事会も大体了解をしてきたと。

あと、我々の側からしたら、今言われたようないろんな細かい問題がいっぱいありますから、今、この法律がこれから出されて変わっていく中で、やはり住民の皆さんの生活を守る最前線にあるのはやっぱり市町村ですので、そういう市町村の意見もいろいろまたこれから、30年からのスタートの中で、出ていた中で闘っていくものではないかと思っております。決して、今全てがそろったわけではないと思えますし、国も一歩、支援状況が整いつつあると思えますから、これからよく状況を見きわめながら体制を整備していきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 国がいろいろ法律を出し、なかなか頭を使って、うまいことを言いますけど、実際に一番根本である2つ、国が一定の補助をきちんと確保すべきものだという事、それから実際に入っている国保の被保険者の中身で言えば、一番底辺にいる人たちを含めて、財政で賄っていくということを離さず、ぜひ実行に当たっていただけるようお願いいたします、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 総括質疑の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

総括質疑を続けます。

1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い総括質疑をさせていただきます。

質問事項につきましては、町政全般として、主に新年度予算に関する質問になります。

まず初めに、災害に強く、いざというときに安心できるまちづくりについての質問をさせていただきます。

東日本大震災からちょうど4年を迎え、笠松町においても毎年のように、南海トラフ沖地震

などの巨大地震への備えについて取り上げられます。また、水害に対しての備えも同様です。

そこで1つ目の質問ですが、耐震補強工事について、現在災害拠点の役場庁舎の耐震工事を進めています。また、小・中学校に関してもほぼ耐震工事が完了されました。次の耐震工事の計画についてお聞かせください。

2つ目の質問ですが、防災行政無線デジタル化整備事業での整備目的と今後の整備状況についてお聞かせください。また、整備後の現在の戸別受信機はどうか、お聞かせください。

3つ目の質問ですが、災害備蓄品整備や自主防災会の補助金について、備蓄品を行政、自治会、個人で整備をしていくことで地域防災力の向上を図っていきますが、行政の目標数量、目標品目と現在の整備率についてお聞かせください。また、自治会、個人への備蓄整備をどう周知し、整備してもらうかをお聞かせください。

4つ目ですが、排水路改良事業について、円城寺の雨水貯留施設の進捗状況と今後の計画について、お聞かせください。

続きまして、未来を担う子供たちを育むまちづくりについての質問をさせていただきます。

笠松町は、学校、家庭、地域が連携して、子供たちが人間性豊かに成長できるまちづくりを推進しています。

そこで1つ目の質問ですが、道徳教育の推進について、平成19年に道徳のまちづくり条例が制定され、8年目を迎えています。その成果と進捗状況についてお聞かせください。また、笠松小学校で道徳教育の指定を受け実施しますが、内容はどのようなものか、道徳のまちづくりと関係はあるのか、関係があれば、どのように関連していくのかをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、夢教室の取り組みについて、新規事業として予算計上されていますが、何をどのように子供たちに伝えていく事業なのか、お聞かせください。

続きまして、快適で住みよく未来の環境を守るまちづくりについての質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですが、歴史未来館について、歴史関連だけでなく、産業や科学関連なども展示する新しいタイプの資料館として6月にオープンしますが、館内の内容やどう活用していくかをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、下水道整備について、下水の認可区域の整備状況と今後の整備見込みについて、お聞かせください。

以上の質問をお願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 1番 尾関俊治議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、尾関議員さんからの町政全般についての御質問の中で、まず庁舎や学校等の耐震工事の完了後の計画についての御質問であります。御質問の庁舎、ある

いは学校の耐震工事の完了後の計画については、現在この庁舎の耐震補強は、5月の末の完成に向けて工事を進めておりますが、今後は中央公民館、そしてまた町民体育館等の耐震化を検討していかなくてはならないと考えることは、先ほどの長野議員さんにもお答えしたとおりであります。

また、耐震補強工事ではありませんが、来年度においては、学校施設の照明や、あるいはバスケットゴール等の非構造部材の耐震対策に対しても、子供の安全・安心にかかわることであり、また学校施設は最も重要な避難場所、施設でもあることから、その耐震対策工事に着手をすることといたします。

次に、防災行政無線のデジタル化の整備目的や整備状況についての御質問であります。この防災行政無線のデジタル化の整備目的としましては、防災行政無線が今後も安定的に運用できることに加えて、屋外放送においても、町内全域に情報発信することができることを目的に整備をしております。

現在、この防災行政無線は、平成7年4月の開局以来、20年を経過しようとしておるところであり、運用開始時はアナログ波が主流であったものが、現在においては情報通信技術の発達や、あるいは電波資源の有効利用等の視点から、防災行政無線もデジタルへの変更が余儀なくされる見込みであります。

また、設置後20年を経過していることから、現在のアナログ波の機器を今後も安定した状態で運用していくためには、アナログ対応の保守部品の調達が難しい状況にありますので、今後の運用に対し懸念があったことから、2カ年かかって整備をするものであります。現在の予定では、既存の屋外子局11基をデジタル化して、新たに22基の子局を増設して、平成28年度には33基の子局により運用する予定であります。

そして、現在の戸別受信機の今後についての御質問であります。この戸別受信機も一斉にデジタル化を図ることが望ましいと考えてはおりますが、これは昨年度に実施したデジタル波を利用した場合の伝搬調査結果によりますと、現在のアナログ波と比べて電波の届きづらい地域が複数ございました。また、現在、デジタルの戸別受信機は非常に高価なものでありますから、一斉に更新した場合には多額の財源が必要となっております。

このことから、当分の間は、屋外子局はデジタル波、そして戸別受信機はアナログ波、この2種類の電波を並行利用して、町民の皆さんには影響のない形態で運用していくことを考えております。

その次に、備蓄品の目標数量や目標品目と整備率についての御質問であります。まず一昨年に県が示した地震による被害想定によりますと、当町に一番の甚大な被害をもたらす震源想定は、養老・桑名・四日市断層帯の内陸型地震であり、その避難者数は4,140人と発表されたところであります。

今までの笠松町の食糧備蓄に対する考え方としては、人口の1割の3食、いわゆる6,600食として備蓄をしておりましたが、この県のシミュレーションによって、平成30年度までに1万3,000食を目標として順次備蓄をしていきたいと考えております。

また、備蓄品目としましては、発災時直後から特に重要な物資は水であり、米であり、乾パン等の食糧であるということから、食糧備蓄に重点を置いて進めていくことを考えております。

そして、町内会や、あるいは個人の備蓄整備についての御質問であります。被災した場合は、生活の場を避難所に移すのではなく、可能な限り自宅で生活するために、各家庭での事前の減災対策が重要であります。そのため、各自主防災会の防災訓練や町の広報紙において、各家庭での備えを啓発しているところであり、このような活動を地域防災の中心的な役割を担う自主防災会を中心として継続的に実施をしていくことを考えております。

次に、円城寺の雨水貯留施設の進捗状況と今後の計画についての御質問であります。

下羽栗幹線排水路の改良事業につきましては、笠松流域関連公共下水事業計画の雨水事業として、平成25年度より補助採択を受けて、用地の買収や、あるいは雨水貯留施設及び排水路改良の詳細設計を進めてまいりました。

この雨水貯留施設については、地下水位が高いことや、あるいは用地の形状や施工費などを考慮して、現場打ちコンクリートの構造形式、また貯留施設上流部のいわゆる排水路改良については、隣接する家屋等の影響を極力なくす工法を検討し、オープンシールド工法での施工を考えております。

今後の計画につきましては、平成27年度に工事の支障となる管径250ミリの水道管の移設を行って、平成28年度に雨水貯留施設上流部の排水路改良工事をし、平成29年度に雨水貯留施設の築造工事に着手をする予定であります。

次に、未来を担う子供たちを育むまちづくりについての御質問で、道徳のまちづくり条例が制定されて8年となるが、その成果と進捗状況についての御質問であります。

平成19年に制定された道徳のまちづくり条例をもとに、人とつながる、みずから取り組む、人を思いやるといった3つを笠松人の心として、育て高めようと活動しております。

具体的な活動としましては、笠松中学校生徒によるあいさつ運動や、あるいはトンボ池の竹伐採や地域の清掃活動などのボランティア活動が行われており、その活動が、いわゆる行政主導ではなくて、中学生や、あるいは道徳のまち推進会議の皆さんが中心となつてのボランティア活動として定着しつつあると感じております。

この道徳教育の推進には終わりはなく、永遠に継がれていくものであり、今後もさまざまな活動の実施を通じて、笠松人の心を育み、道徳的風土づくりを推進することを継続していくことが大事だと考えております。

次に、笠松小学校の道徳教育の指定の実施内容や、あるいは道徳のまちづくりとの関連につ

いての御質問であります。

来年度、文部科学省の指定を受けて、県下では美濃市の昭和中学校と笠松小学校がこの道徳教育のパワーアップ実践校としての取り組みがなされます。

この笠松小学校が行う内容といたしましては、私たちの道徳を効果的に活用しながら、地域に根差した創意工夫ある道徳教育への取り組みや、心に響く道徳の時間のあり方について実践を積み上げて、さらに成長を実感できる評価のあり方まで明らかにしていきます。

また、この道徳教育の実践について、より多くの学校に広げるために取り組んできたことを研究紀要に取りまとめながら、12月4日に全学級で道徳の公開授業を実施する計画になっております。

なお、道徳のまちづくりとの関連については、直接道徳のまちづくり事業として共催することはありませんが、この指定事業は、子供たちの道徳の心を地域と連携する中で養うことが目的でもありますので、そういった意味での道徳のまちづくりの一環であると考えております。

次に、夢の教室の取り組みで、何をどのように伝えていく事業なのかという御質問ですが、このJFAこころのプロジェクト夢の教室につきましては、各種スポーツの現役選手や、あるいはOBの方が小学校へ出向いて、夢先生として、みずからの体験をもとに、夢を持つことの大切さや、あるいは仲間と協力することの大切さなどを実技と講義を通じて子供たちに伝えていくものであります。対象については、町内3小学校5年生の全7クラスにて、クラス単位で授業の2こまを基本に実施をします。

カリキュラムにつきましては、前半のゲームの時間に子供たちと体を動かし、互いの緊張をほぐしながら、仲間と協力することの大切さや、あるいは相手を思いやる心を伝えていきます。また、後半のトークの時間には、夢先生の体験談をもとに、夢を持つことのすばらしさや、それに向かって努力することの大切さを伝えていきます。夢の教室の実施後には、今度は児童たちが夢シートに感想や、あるいは夢先生へのメッセージを書き、この記入された夢シートが夢先生のもとに届けられ、夢先生が一人一人のシートに目を通してサインとメッセージを記入し、児童のもとに届けられるものであります。

以上のような取り組みを行っていき、未来を担う子供たちの健全な育成を推進していきたいと考えております。

次に、歴史未来館の館内の内容や、どう活用していくつもりなのかの御質問であります。

歴史未来館の施設概要につきましては、鉄骨づくりの3階建てのうち、1階、2階が展示スペースで、3階が資料の収蔵スペースとしております。また、併設する多目的ホールは、50人規模の会議や、あるいは講演会等が開催できるようになります。

展示内容につきましては、1階の正面入り口付近に企画展示用スペースを設けます。ロビー壁面には、笠松町を紹介するパネル展示や、米野の戦い等を絵図にあらわした「四戦場之図」

の陶板を展示いたします。2階の展示スペースにつきましては、展示スペースを歴史ゾーンと未来ゾーンに分けます。歴史ゾーンにおいては、従来の歴史民俗資料を展示し、未来ゾーンにおいては、航空宇宙科学など、科学に関する映像が視聴できるようにモニターを設置します。また、航空機や、あるいは人工衛星の模型などの展示をし、また岐阜工業高等学校の協力を得て、生徒たちの学習活動の成果とともに先進技術を紹介するコーナーを設けます。

今後の活用についてであります。これまでと同様に、杉山邸や、あるいは地元商店街と連携をして、多くの人が集い、交流することができる施設であるとともに、これからの笠松町を担う青少年に対して、航空宇宙科学を初めとする科学分野への関心や理解を深める施設として活用をしていきたいと考えております。

次に、下水道の認可区域の整備状況と今後の整備の見込みについての御質問であります。現在の事業計画区域の整備状況につきましては、平成26年度末までに483.5ヘクタールが整備済みとなる見込みで、この整備率は、全体計画683ヘクタールに対しては70.8%であります。事業計画区域557.6ヘクタールに対しましては86.7%となります。

今後の污水管渠の整備見込みとしましては、27年度には、円城寺処理分区の円城寺川田地内の8.4ヘクタール、そして28年度には、金池処理分区の金池地内の1.9ヘクタールと円城寺処理分区の円城寺下田地域1.7ヘクタール、また当町の上位計画である木曾川右岸流域下水道の全体計画の完成が平成37年度であることや、あるいは平成26年1月に污水处理を所管する国交省や農水省、環境省の3省が連携して作成された持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想マニュアルの中で、下水道事業については、今後10年程度で完成するような計画を策定するよう求められおり、平成37年度を目標に、費用対効果を考えた計画的な整備を進めてまいりたいと思っております。以上であります。

[1番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

今回の総括質疑におきまして、大まかな方針をお聞きしたもので、個別の詳細な施策等につきましては、今後の議会等で議論していきたいと考えております。ですので、今回は再質問という形式はとりません。

災害に強く、いざというときに安心できるまちづくり、未来を担う子供たちを育むまちづくり、快適で住みよく未来の環境を守るまちづくりの重点項目に関連する事業について説明を詳しくしていただき、よく理解させていただきました。

第5次総合計画のもとに、「ひと・まち・自然」輝く故郷の創造に向けて、町長、職員と一致団結して全力で取り組んでいただくことをお願いして、私の総括質疑を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） これをもって総括質疑を終結いたします。

第1号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

〔「何ページや」の声あり〕

議案書の1ページですね。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この専決処分については、笠松小学校の北舎の発達障害の方の通級施設にするための予算だったと思います。ありがたいことだと思っておりますが、現在予定されている、ここへ通級する生徒さんの見込みはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、保護者のほうから申請をいただいているという段階でございますが、今回、笠松小学校のLD、ADHD等の児童・生徒を対象とした通級指導教室に今のところ通う予定になっておりますのは、全体で12名でございます。12名、時間数でいいますと25時間、教員が1週間に持つ時間数いっぱいの児童・生徒がこの通級指導教室に通う予定となっております。

○議長（安田敏雄君） いいですか。

○10番（長野恒美君） はい。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ございません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 笠松町歴史未来館条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この資料の第3条ですが、(1)資料の収集整理及び保存に関することが事業の中に加えられておるという説明を受けたと思いますが、というか、この仕事は、とても分野が広がった分も含めて大変なお仕事になると思いますが、どのような陣容で進められようとしているのか、お尋ねします。

それから、多目的ホールの運用ですが、勉強会の中で、基本的に受け付けは事務所の仕事として行われるということですが、ほかの夜間使用の公共施設などでは、鍵の貸し借りの問題、あいている間の、借りるのは何とか賄えるかと思いますが、夜の部もあるだけに、その鍵は、その話し合いの中では、町の宿直室にでも返すようにするといいいよねという話がありましたけれど、そのあたりはどのように考慮されるのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 新しくできる歴史未来館の陣容の関係でございますが、現在、館長以下2名の職員3名体制でおりますが、来年の開館に当たります、やはりいろんな企画展等を多く、最初の年でもあるということで、当初は4名体制で進めていきたいと思っております。

それから、鍵の関係については、部長が後から答えるかもしれませんが、一応間仕切りをして、トイレ等の便益施設については、夜間でも展示のほうに行けないようにするような仕切りをつけますが、鍵については、利用者の方が使いやすいように考えていきたいと考えています。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 展示室と多目的ホールの間には、今、副町長が答弁しましたように、セキュリティ上の仕切りといいますか、そういったものが設けられますので、夜間につきましては、多目的ホールとトイレがありますが、そこから西のほうの部分といいますか、そういったところが開放されるというような状況になりまして、執務時間内に鍵を借りまして、夜間利用された場合には、その会議の返却は役場の宿直室というような状況で進めていきたいと考えております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島功士議員。

○4番(川島功士君) 予算にもあったと思うんですけども、歴史未来館にWi-Fiの設備を整えていただくという方向になっておったと思うんですけども、その運用方法は、フリースポットとして使われるのか、1回1回キーをいただくという形ですのかということですね。どういうふうにされるかということについてお知らせ願いたいと。もし、フリースポットで使うということであると、政府が東京オリンピック開催に合わせて、外国人のアンケート結果で、日本はフリースポットが少ないということで、統一したマークを建物に張りつけたり、ホームページ上で公開して使いやすい方向でというような話をお聞きしましたが、どのような運用方法をされるのかということが1つと、それからリニューアルに、新しくなるということで、今のところ、施設案内の中に正面玄関の写真があつて、住所と電話番号が載っておるぐらいなんですけれども、笠松町のホームページの中に、できれば、歴史未来館としてのホームページをつくれる予定があるのか、それから收藏品リストなどを公開して、例えばこういうものが収蔵してありますので、中には教育委員会の許可を得て閲覧ができるとか、見られるとかいう条文もあったと思うんですが、何があるかわからなければお願いすることもできないと思うんですけども、そういうような形で公開というか、ホームページをつくって、收藏品リストを入れてというような方法を考えておられるのかどうかについて質問します。

○議長(安田敏雄君) 岩越企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長(岩越 誠君) Wi-Fiの関係ということで、企画課のほうも設計段階でかかわっておりましたので、そちらについてだけお答えいたします。

現在、フリースポットでの運用でということで進めております。

○議長(安田敏雄君) 川部副町長。

○副町長(川部時文君) 実は、今回、追加議案で提案説明をしようと思っていたのですが、地域創生の関係の予算を使いまして、その関係といたしますか、画像処理の関係とか、今言われたスマートフォン用のアプリケーションとか、そういったものを追加提案させていただく予定でございまして、今回の当初予算にはまだ入っておりません。

それで、そういったフリースポットにしたいと思っておりますが、その手法については、委託業務の中で検討していこうということでまだ現在決定しておりませんので、また決まりましたらお知らせしたいと思っております。

○議長(安田敏雄君) 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長(大橋雅文君) 施設の紹介につきましては、今ある町のホームページの中で新しいものを加えていくことを考えてございまして、単独のホームページの開設というのは、今のところそこまでは考えておりません。

あと、収蔵品等につきましては、今の3条の関係でありますように、解説書とか目録の作成、こういったものをしてありますので、そういったことから閲覧等がある場合には、そういったものを見てもらいながらというようなことも考えております。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） W i - F i のほうはフリースポットで運用していただけるということで、まだこれから検討ということで、ぜひとも統一のマークをつけて、日本全国的に、全世界的に、そういう統一のマークがつけられるような形で検討して行ってほしいなあというふうに思います。

それと、ホームページの収蔵品、ホームページは、施設紹介だけ、場所紹介だけですよ、結局。せっかくW i - F i を使えるようにするのであれば、例えばスマートフォンであったりタブレットなどであって、中で例えば収蔵品リストを見ながら、こういうのはどうですか、こういうのはあるんですかみたいな形で、現場でそういうこともできるし、現場に行かないと何があるのかわからないというのでは、例えば学校が今後タブレットとか、学校でいろんなことをやるときに、こんなものがあるよと、学校で調べて、じゃあ資料館に見に行こうとかいう形にもしやすくなると思うんですよ。

収蔵品リストが、今現在は紙ベースのものしかないのか、デジタル化したものがあるのかはよくわかりませんが、オープンに合わせてというのは今から準備すると難しいかもしれませんが、いずれにしても、そういう形できちんと収蔵品リストをデジタルアーカイブ化して、公開できるようにしておくというのは基本的な線だと思うんですが、今後検討していただくかどうかということについてもちょっと御返答ください。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 収蔵品につきましては、今デジタル化を進めておりますので、今のところ収蔵しておるものについて、大分作業が進んでおります。開館に向けて間に合うといたしますか、それに合わせた進行を今予定しておりますのでございます。

で、ホームページの中でございますが、そういったところまで、収蔵品のリストや何かがそこで見られるようにするかどうかというのは、開館に合わせて検討はしていきたいと。今のところだと、施設の中ではそういったリストや何かが閲覧できるような状況にしていくことで考えてはおりますので、それをホームページの中でそこまで見られるようにするかどうかというのは、開館に向けてちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ちょっとお尋ねしますけれども、先ほど長野議員からの質問で、今度の歴史未来館については、4人の方を配置するということでしたが、歴史的なことがありますので、今までも教員のOBの方が来て配置をされておったんですけども、その4人の方というのはどういう方か、身分的なことでどういう方を配置するのか。

また、今回は歴史だけじゃなくて、未来的な、いわゆる航空産業の分野も展示するということですけども、教員のOBの方は歴史的なことは詳しく専門的かもしれませんが、航空宇宙産業のことについての専門的な方も配置をされるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいのと、それとこの条例の中には休館日というのが書いていないんですけども、19条で、運営については教育委員会が別に定めるとありますが、そこで休館日を指定されるのか。通常の条例ですと、休館日まで書く必要はないかもしれませんが、こういった施設運用ですので行政の仕事と違った、いわゆる町民の立場に立ったお客さんを誘致する施設ですので、休館日というのは書いていく必要があるんじゃないかなという事は思いますが、その辺はどうですか。以上です。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） まず、職員の体制について、先ほど長野議員に対しては人数だけお答えしましたが、実を言いますと、今、議員が言われたように学芸員的な方を探しておりました。半年ぐらい探しておりましたが、なかなか間に合いませんでしたので、当面は職員等で、4人で体制を整えていきたいと思っています。

ただ、今おっしゃったように、確かに新しい分野がございまして、そこら辺については、今の職員では対応ができないと思いますので、イベント的な事業とか、臨時の企画展とか、あるいは講演会的なもの、そういうことについては、専門的な方を講師として呼び出して、開催していきたいと思っています。

それから、運営規則の関係ですが、これについては提案説明でお話ししましたように、規則委任してございまして、今、議員がおっしゃったとおりの取り扱いになっていますので、御承知おきいただきたいと思っています。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 14ページにあります、経過措置のところに書いてあります、小学校4年生から6年生までの児童については、小学校の休業日のみの利用に制限することができるというのは、当分の間と書いてあるんですが、これ、当分の間というのはどのぐらいのことをいうのか。通常、1年以内というふうに判断をしていいのか。ある方に言わせると、当分の間というのは99年だという方もいらっしゃるんですけども、どのぐらいをめどにということ考えてみえるのか、お尋ねしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

当分の間の措置につきましては、当初から受け入れの施設に制限があることから、その施設のほうの整備を、これから休業日等を4年生から6年生まで受け入れしながら状況を見て計画をする、進めていきたいという考えのもとで、施設の整備ができるまでという考え方でおります。

○議長（安田敏雄君） いいですか。

○6番（伏屋隆男君） はい。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず、第4条の、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を中止させることができるの中の(2)ですが、著しく心身に障害があるとき、これはどのようなことをいうのか、説明をしてほしいと思います。

それから、現在の放課後児童クラブの利用料に比べ、値上げとなっていると思いますが、この理由をお願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

著しく心身に障害を有するときといいますのは、今のところの想定としましては、入所児童が何らかの原因で心身に障害を有する、そういった形に異常を来すということで、放課後児童クラブの運営、集団行動に阻害といいますか、支障があるというふうに判断できるときに運用する形で考えております。

そして、利用料につきまして、どのような理由でこういった見直し、引き上げになったのかということですが、利用料につきましては、この放課後児童クラブの利用料に限らず、今回、子ども・子育て支援事業に基づく新体系での保育料、幼稚園の保育料も含めてですけれども、内部的にいろいろ総合的な検証をいたしております。当然、国のほうの徴収基準というものがあるものにつきましては、それを見て、副町長の提案説明にもありましたかもしれませんが、徴収基準の8割で設定をいたしております。放課後児童クラブの利用料につきましても、財源構成的な面で考えて、本来保護者の方に負担していただくべきだろうと思われる相当額の8割程度を目指しながら、ずうっと値上げはしておりませんでしたので、経費的な部分、実績を見ながら細かい話をしますと、時間単価等でそれぞれの区分に応じたケース・バイ・ケースといいますか、その利用のあれですね。区分に応じたところの8割程度の額での徴収をさせていただくというふうで、全体的な統一をさせていただいたと。ですから、利用される方にとっては、区分が細かくなったことによって引き上げとなった方もあるかもしれませんが、利用の仕方が少ないということで、引き下げになった方もいるのではないかと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その説明はよくわかりましたが、第8条に、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する利用料を免除することができるということで、生活保護法による生活保護世帯に属する児童、2として、その他町長が必要と認めた世帯に属する児童ということですが、生活保護の方についてはそういうことになりましたが、もう1つは、1人親世帯などについては、(2)の中で配慮していただけたらいいのでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

ここのその他の事項につきましては、基本的には生活保護に準ずる方ということで、生活保護の受給世帯に至ってはいないけれども、何らかの原因によって一過性といいますか、一時的にそういったことになられた方とかということで、単純に1人親世帯だからということで考えるということではありません。1人親世帯の方でも、収入があれば、そういったことにはならないと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もちろん、1人親の世帯でも収入の多い方、少ない方、いろいろあると思いますが、ぜひこの中で、特に大変な方については配慮していただきたいと思っておりますし、それから預かっている過程の中で病気になられて働けなくなったりという、親御さんの本当に健康状態って大きく影響してくると思っておりますので、その辺も目配りをしていただきたいと思

ますが、いいでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 放課後児童クラブでお預かりする一つの要因として、今、議員がおっしゃられたような御家族に、例えばおじいさん、おばあさんが御病気で介護を要するので、子供になかなか手がかけられないというところで配慮しておると思いますが、いろんな所得状況とかそういうのも鑑みて、いわゆる通常一件審査というものになるかと思いますが、利用者の立場に立って考えてはいきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 先ほど長野議員がおっしゃられたように、第4条の関係で、著しく心身に障害があるときということで、これは入所されている児童のことについてという話だったんですが、これから入所しようとする児童について、私が一般質問でやった差別解消法に基づいて合理的配慮を求められた場合はどのように対応していただけますか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 放課後児童クラブのほうにつきましては、障害児保育のような形の明確な成文化されたものはございませんが、ただ、やはり同様に、当初の発足当初といたしますか、保育所のような場合は、集団保育が可能などというような表現である程度受け入れをしております。

放課後児童クラブにつきましても、もう既になかなかはっきりしないといいますか、グレーといいますか、そういった子もお見えですので、そういった方を受け入れして加配で措置をしているというのが現状ですので、それにつきましては、今後もそういった形で運用はしていきたいと思いますが、今のところ診断書といたしますか、手帳所持者とか、そういった方につきましては、やはり別の施設へというような形で御案内するような形になっておりますので、それは今後の検討課題かと思われま。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第5号議案 笠松町病後児保育の実施に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町の病後児保育については、福祉健康センターで行われるための条例だと思いますが、病児保育についても、笠松町としては広域の委託で行われていると思いますが、その点では笠松町として、病児保育についてはどのように考えられるのかお尋ねすると同時に、今、病児保育をお願いできる広域のところを教えてください。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

今は病後児保育が主となっておりますので、広域で実施しております病児保育・病後児保育をこれからも積極的にとといいますか、制度的にしっかりと維持していきたいと思っております。

広域で協定を結んでおりますのは、岐阜市、羽島市、岐南町、各務原市という形で今協定を結んでおります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 委託されているところは、病児・病後児保育、両方ともやっているということですね。笠松町の今回は病後児のみということですね。

その実績は、これまではどうでしたでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 26年度につきまして、病児・病後児保育を広域でやっているものにつきましては、52名の御利用がありました。病後児保育につきましては、26年度の利用はありませんでした。登録は3名ありました。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この委託のほうも、それから福祉健康センターについても、登録して利用するのでしょうか。登録するとしたら、どんな方法で登録して実行に移されていくのか、お願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 病児・病後児保育につきましては、直接実施している事業者、ほとんどお医者さんですけども、そこに直接登録をしていただくと。病後児保育につきましては、子育て支援センターが窓口になりまして、登録を受け付けしております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町保育の必要性の認定に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この意味全体がよくわかりませんので、必要性の認定の項目はこれまでよりふえているようにも思いますが、これは対面をして必要性を保護者の方と決めていくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 保育の必要性の基準ということで、以前は保育に欠ける子を基準で受け入れるという形で、保育の実施に関する条例に基づき規定しておりまして、表現的にはそのまま引き継いでおる部分はありますが、議員御指摘のように、さらに言葉で明文化しまして、細かくDVを入れたりとか、いろいろ今の現代課題的な部分、虐待とか、いろんな部分を受け入れて表現して、新たに保育の必要性の基準という形で、今回子ども・子育て支援法に基づきまして、保育というものは、保護者の労働時間で必要量を見込むと

ということでのイメージ、考え方の切りかえをしておりますので、若干ニュアンスが異なるところで表現が異なってきておると。あくまで、子ども・子育て支援法の体験の中からリセットされたということです。

当然、認定に関しまして、まず申請をしていただきますので、必要に応じて事情聴取といたしますか、ちょっと言い方は悪いですが、個別の面談をさせていただくことになるかと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということは、まず書類で申請をし、その中から必要だと認める、判断されたところの方には面談を行うと。だから、全ての親御さんから申し入れがあったら面談するという事ではないと受けていいですか。

それからもう1つ、あわせてDVや虐待の問題は、子供のほうの保護としても虐待もあるし、親御さんの関係の、夫婦間のことだとか、保護者の中のそういう問題もあると思うんですが、子供を中心にして考えたという中身でしょうか。そのあたりになると、なかなか見分けにくいこともあると思うんですが、何か専門にさせていただくような人とか、そう簡単に面談して、すぐに入れてもらいたい人が、主張の中でそれを言われるようなことはなかなかないだろうと思ったりするんですけど、どうなんでしょう。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 当然、これは子供に関する事柄ですので、子供中心ですので、DVを受けることで、子供からどうしても離れなければならないとか、いろんな事情があるかと思いますが、そういった意味で認定をしていくことになると思えます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） まず表題の、笠松町特定教育の施設というのはどのような施設なのか。それから、特定地域型保育事業という中身はどのような保育所のことをいうのか、教えてください。

それから、附則の別表の第1については、教育標準時間認定の中の徴収基準ということになっていますが、この標準時間というのはどのような時間で、保育所につきましては、保育標準時間と保育短時間というのがありますが、笠松町ではどのように設定されたのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

子ども・子育て支援法に基づく新制度におきましては、従来の幼稚園、保育所につきまして、原則的に施設型給付という新たな概念のもとでの新サービスに移行するということになっております。そのもとで、市町村が窓口として確認という行為を行います。それを受けた幼稚園、保育所が、幼稚園につきましては特定教育、それから保育所につきましては、特定保育施設ということになります。

もう1つ、特定地域型保育事業、これは3歳未満の主に無認可保育所といいますか、家庭的保育小規模保育所等における保育事業といいますか、保育をする事業のことをいいます。

あと、別表1の利用者負担のところの関連で、教育標準時間、これは何かということですので、教育標準時間につきましては、幼稚園ごとに標準時間というものを一般的に定められておりますが、大体5時間がおおむねの時間帯と言われております。

別表2の関係で、保育所に関する標準時間と短時間ということですが、標準時間はこれまでどおりの11時間ということで、8時から19時という形になります。保育短時間につきましては、8時間ということで、先ほどの保育の必要性の認定に関する条例の中で、2条1号におきまして、1カ月当たりの就労時間が48時間以上労働に従事していることということで、これが必要最低条件なんですけれども、これで120時間未満の場合は短時間となりまして、120時間以上の場合はこれが標準時間という形で、本当に保育が必要な時間で区分をされたということになります。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そこで、笠松町の短時間保育の時間はどのように定められたんでしょうか。11時間は8時から19時ですけど、短時間のほうは今の保育時間だろうと思っておりま

すけど、そうではないですか。今の、現在の8時半からですか。それもよくちょっとわからないのであわせて。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 済みません、失礼しました。

保育所のほうの標準時間としましては、標準時間というか、保育所が定める保育時間としましては、8時半から4時半が保育時間として設定しております、延長保育の実施といたしますか、午前7時から午後7時という形で実施をするという形になります。ですから、幼稚園の標準時間の5時間に当たるのが、通常の保育時間はやはりあれです。今申し上げたように……。ちょっと済みません。

失礼しました。7時から18時までが標準時間です。短時間につきましては、今までの通常保育所が保育時間と称しておりました8時半から4時半までということになります。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、保育標準時間が朝7時から午後6時までということになって、今まで長時間保育として7時までお願いできていたように思うんですが、その辺がどうなるのかと、あわせて保育料の標準表が出ておりますけれど、これとあわせても午後7時までののがどのようになるのか。

それから、これまでの保育料の利用者負担額の徴収基準額表は、国の基準の8割で保育料利用者負担表になっているという説明はありましたが、現在と何が違っているのか、説明をしてください。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。先ほどは失礼しました。

整理させていただきまして、とりあえず保育の時間としては、実質は、7時から19時まででは変わりません。それで、当然、18時から19時までの間は延長保育として延長保育料をいただきますけれども、利用できます。

短時間の方につきましては、今度は通常保育じゃなくて原則的な保育時間ということで、保育所、事業所で決められる形になるんですけども、それが今までの通常保育の時間ということで、8時半から16時半までが短時間保育の時間帯になりますので、それを超える分につきまして、どうしても短時間保育の利用者で利用されたい方は延長保育料をいただいて、延長保育を実施するというようになります。

先ほどの、保育料の何が変わったかというお話につきましては、まず賦課の基準とする税金といたしますか、所得の把握の仕方が低所得者層の部分とは別として、一般的には所得税で見るところでしたが、今度は市町村民税で見るという形に変わっております。これは、幼稚園におい

でも統一されて同じような見方になっております。幼稚園は、ちょっと段階が少なく緩く、保育所につきましては、全般的な話かもしれませんが、段階区分が細分化されておるとい形になります。

国のほうは、公定価格と称して標準保育料を決める際に、多分、全国的な統計調査をやられておるとは思いますけれども、標準的なモデルの事業所でもって算出をされておるとは思いますが、なるべく保護者の負担が変わらないような形で制度設計をされた結果だというふうに聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、長時間保育をお願いしたい場合は、保育標準時間の11時間保育していただけるほうで登録すれば、その値段表で保育料を納めていくということでしょうか。それとも、短時間保育で登録をし、延長した場合の日数に応じて延長保育料を支払っていくのか、そのあたりはどのようになるのでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

利用の実態といいますか、イメージが湧かないということでの御質問かと思ます。

今回、申請をされた方は、働く時間によって、あなたは幼稚園しか利用できませんよ、あなたは保育所を利用できますが、働く時間が少ないですから、要するに48時間から120時間未満の方は、あなたは8時間しか利用できませんよと。それで、120時間以上働いておる方は、あなたは11時間利用できますよと。11時間の利用に対しての利用料がここで設定される。8時間の、短時間の利用に対する利用料がここで設定されると。

で、働く時間が多い標準時間の方につきましては、夜の7時までどうしても見てくれということであれば、その1時間分の延長保育料をお支払いいただくことになると。そして、短時間保育の方で、本当は子供を見ておれるんやけれども、どうしても見てほしいときがあるんやということで、その場合には時間で区切らせていただいて、オーバーする部分ですね。差額の部分を延長保育料として加算させていただくと。ですから、1日1日、一応事業所の現場のほうでは、時間確認を今後はしていただくこととなります。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 延長保育料は別に定めるわけですね。ここにはないね。わかりました。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

[挙手する者あり]

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) この条例は、子ども・子育て会議の結果として、その法に基づいて行われたものだということですが、もちろん入所できる幅だとか、いろんな現代の問題も加えてあるということは承知をいたしましたけれども、保育料が非常に負担になっていく改定であるという点で反対をいたします。

○議長(安田敏雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「ありません」の声あり]

ほかに討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長(安田敏雄君) 10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 介護保険に関する地域包括支援センターの職員等に関する基準条例の中で、まず1つは第2条の2、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえてというものがあるわけですが、この協議会の委員には、どのような方で、どのような定員で行われるのか、お尋ねします。

それから、この地域包括支援センターを担当する職員の人数について、25ページに、(1)(2)(3)ですが、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者ということで人数が書かれていますが、この準ずる者については、どのような人がそれぞれ対象になるのか、資格についてお尋ねします。

そして、この地域包括支援センターの職員によって行われる事業の中身について、説明をしていただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 浅野福祉健康課長。

○福祉健康課長（浅野薫夫君） それでは私のほうから、第2条第2項の地域包括支援センター協議会のメンバーだけ御報告申し上げます。

この協議会のメンバーにつきましては、作成委員会の委員さんと同様でございます、学識経験者で3名、介護保険の被保険者代表で3名、医療・保健医療関係で3名、それから福祉関係で3名、あと町職員で1名でございます。以上です。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

包括介護支援センターの機能ということで、包括介護支援センターは、地域ケアシステムの構築のために深くかかわっていただく拠点となる事業所になるんですけども、その中で、地域支援事業の中の包括的支援事業という役割を進めていただく役割を持ってみえるというところで、内容的には介護予防ケアマネジメント、介護予防の全般的なことを進めていただく。あと、権利擁護とか総合相談支援事業とか、それから27年度以降、第6期計画の中で、医療・介護連携とか、認知症施策、予防対策、この辺とか、あらゆる地域支援事業の中で、町と一体となって進めていく事業の中でかかわっていただくことになる事業所となります。

準ずる者につきましては、例えば保健師であれば、看護師等の資格を持ちながら一定の介護予防ケアマネジメントに従事する経験を有する者で、社会福祉士につきましても同様な形で、それに準ずる者として扱わせていただくことになると思います。

〔発言する者あり〕

○議長（安田敏雄君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時10分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員に対しての答弁を許します。

岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 失礼しました。勉強不足で大変申しわけありません。

確認いたしました。国の通知によりますと、保健師に準ずる者としましては、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、それから社会福祉士に準ずる者としましては、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、または介護支援専門員（ケアマネ）の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者となります。

そして、3つ目の主任介護支援専門員に準ずる者とは、国の通知ですけれども、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進についてに基づくケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員（ケアマネ）の実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とあります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そこで、この地域包括支援センターの役割というのは、私たちの今後の老後を支える大事なセンターだと考えますが、それは間違いないですよね。

そこで、65歳以上の笠松町民は5,937人だということですので、これ6,000人を超えると26ページの別表のように、ひとりふやすとか、2人ふやすというのが書いてあるんですが、やっぱり相当な専門の経験豊かな方が大事だろうなあということを思いますし、準ずる者ばかりでいいだろうか。3つともが準ずるということでもまずいような気がしますので、その点はどうのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

それから、もちろん65歳以上だけじゃないですね。認知症などになったような場合はもっと早い年齢層も対象に入ってくると思いますが、そういう方の人員を掲げたものだというふうには考えましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

ちょっと御質問の趣旨と外れるかもしれませんが、こういう規定をされる中には、現状が直ちにそういう有資格者を配置できない場合もございますので、当然、有資格者その他ということでその方が確保できない場合には、これらに準ずる方を確保して必要最低限の人員体制を整えなさいということですので、それに基づいて、笠松町の包括においてはきっちりと資格を有する方をそろえております。そして、これは必要最低条件ですので、これより上回る人員体制をしいております。

そして、当然、包括的介護支援ということで、基本的には65歳以上ですけれども、現実問題はそれらにかかわる方ということで関与はしております。

○議長（安田敏雄君） よろしいですか。

○10番（長野恒美君） はい。

○議長（安田敏雄君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） よろしくお願ひいたします。

43ページまでありますので、本当になかなかのあれですが、これによってこれまでの介護事業をやってくださることとどこがどのように違うのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

結論的には今までと変わりません。これは、基準の政令に基づいて町が条例として定めることになったということで、この議案資料の3ページのほうに何が違うかということで、従うべきにプラスアルファした部分と、参酌すべきの部分で若干変更と申しますか、さらに厳しく制限を加えたというようなものがございまして。基本的には、従うべきは全て従わなければなりませんので、政令どおりに定めております、国の基準のとおりになっております。

ただ、3条では、法人であること以外に若干加えましたのが、事業の運営に従事する者は暴力団員等であってはならないという形で、当たり前といえば当たり前かもしれませんが、それを加えたということと、あと20条の運営規定で、参酌すべきというところで、個人情報管理方法、苦情への対応方法、事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法ということで、若干この6番にプラスアルファをさせていただいた。これは、もう既に去年の12月に出した地域密着型の事業所の基準条例についても同じような形で加えておる部分でございまして。

あと、31条の記録の整備につきまして、1から5の記録の整備をして、その完結の日から5年間保存しなければならないということで、通常国は2年間しか保存の制限は加えていないんですけれども、副町長の提案説明の冒頭にお話がありましたが、自治法の関係で、召喚とか、そういった部分も考えまして、5年間の保存を義務づけたというところでございます。以上です。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 笠松町行政手続条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） この条例で、いわゆる霊柩車を廃止するという条例なんですね。

それで、今まで町民が霊柩車を使用し、安いお金で利用させてもらっていたんですけども、今度、国保の葬祭費を2万円から5万円に引き上げをするということで、霊柩車代もそれが出てくるだろうという話ではありますが、今まで笠松町の霊柩車はマイクロバスですので、人も乗れるあれですね。で、火葬場へ行く場合に、葬儀場から少ない人数だと自家用車を用意して、それに追隨していってもらおうと。人数が多い場合は、葬儀屋の手配によるマイクロバスを用意して火葬場まで行っていただくということにしておったんですが、経費的な面からいうと、まず霊柩車を利用していた方々にとっては、2万円ではまだおつりが来るというんですかね。5万円でも恐らくそんなお金でできっこないわけですし、2万円でもできっこなかったんですが、

単純に考えれば、今まで霊柩車の使用料は5,000円だったですし、火葬場の使用料が6,000円、トータルで1万1,000円ですね。

今度は、霊柩車を1回お願いすると2万5,000円ですね。ですから、葬祭場から火葬場へ行くだけで2万5,000円でカバーできますけれども、病院から葬祭場までか、もしくは病院から一旦自宅まで、自宅からまた葬儀場までということになると、家に一旦戻してもらおうと3回お願いしなきゃいかんということになるんですね。

で、今までの経費の面からいうと、負担増になるんじゃないかというふうなんですけれども、そういうことで、この霊柩車を廃止するということが町民にとって不利益になるんじゃないかなあと私は気がするんですけれども、その辺について、町長、もう一遍説明してください。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ただ、車の霊柩車だけを考えれば当然そういうことである。ただ、そのために、今の形の霊柩車に対応するためには、資格を持った人間を1人採用することと、そしてまたその霊柩車を運営することを考えた場合、これはただ単に費用対効果だけの話ではないにしても、今、いろんな葬儀場やいろんな葬儀の形態を見ていると、いろんな皆さんのお葬式に行っても対応はそれぞれ別々ではありますが、私どもはこの機会するとき、なかなか霊柩車のお金だけではなくて、人の問題もあったもんですからこういう判断をしたこともあったんですが、そういうことはやはり御理解をいただいて、対応をしていかなければならないんじゃないかと思えます。今のところはそういうことです。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） それで、今、町長さんがおっしゃったように、霊柩車を運行する場合は、道路運送法によって整備士の資格を持った者が職員の中にいなきゃならないという法律があるようですね。

で、その職員がやめてしまうということで、4月1日からは必然的に運行できないということなんですけれども、そうであれば、そのかわりの者を、退職するということは、定年ならば当然定年の年齢はわかっているわけですから、以前からも後継者を養成するという事を考えなきゃならないんじゃないじゃなかったかということが1点と、もしその資格者がいない場合は、例えばどこかに丸投げ委託といいますか、今、運転を委託している会社のほうにも丸投げすることはできないのか。そちらのほうにはその資格者がおるわけですから、そういったことは考えられなかったのかどうか、その辺についてもお答えください。

○議長（安田敏雄君） 岩越住民福祉部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

もともと今回の規定は、道路運送法といいますか、民間事業者が参入しやすくするために規

制を厳しくしているということで、民間事業者が外部委託できないような形で禁止をしております。二重委託と申しますか、できないようにしていますので、町の事業としてやる場合、同様に外部委託をするということにはできないことになっております。

あと、利用者に余分に負担がかかっておるのではないかと申す御意見で、ある局面で見れば確かにそういう積算ができるかもしれませんが、うちの霊柩車の運行にはどうしても限りがございますので、たまたま多くの方が合致合って利用されるような場合には、先着順となりますので、後の方は結局自前で民間事業者を利用させていただいておるということを考えますと、ある意味不公平ではないかという考え方もあるということと、やはりもう既に近い形で民間事業者が活発な活動をされてみえまして、低価格で競争をされております。中には、こういったことを考える上でいろいろ民間事業者の市場調査と申しますか、その中で、通常の人を乗せるバスは1台はつけますよとか、そういったいろんなサービスも出ているところもあるようですので、そういった意味では民間の活力を十分活性化することになるのではないかと考えます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

大変御苦労さんでございました。本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時30分